

令和 8 年度 第 1 回愛媛支部評議会 議事概要

開 催 日	令和 8 年 7 月 22 日（水） 14：00～15：30
開 催 場 所	ホテルマイステイズ松山 3 階 ドウエミーラ
出 席 者	大政評議員、岡村評議員、小林評議員、竹村評議員、八石評議員、 渡部評議員（五十音順）
議 題	1. 2025（令和 7）年度 決算見込みについて 2. 2025（令和 7）年度 愛媛支部事業報告について 3. 中期戦略プランについて（報告事項）
議 事 概 要 （主な意見等）	事務局より各議題について、資料に基づき説明。 評議員からの質疑・意見等は以下のとおり。 <u>1. 2025（令和 7）年度 決算見込みについて</u> 質疑なし <u>2. 2025（令和 7）年度 愛媛支部事業報告について</u> （被保険者代表） 保険会社から「伴走するので健康経営に取り組みませんか」と勧められたり、100 社以上集まる団体で健康経営の話が出たりすることがあるため、資料に記載のある保険会社と連携した健康宣言事業への参加勧奨は成功していると感じる。少し気になっている点としては、事業者健診データの取得について、実施機関ごとに健診結果データの管理方法が異なるためデータ提供につながらないことや、自身で電子申請を利用する際に、かゆいところに手が届かないと感じることがあるなど、協会けんぽはデジタルの部分が少し弱いと感じている。 （事務局） 事業者健診については、小さなクリニックでも受診することが可能だが、医療機関ごとに管理方法が異なっており、協会けんぽが定めるデータの仕様に合わせてもらうことは難しい。なお、データによる提供が難しい場合は、事業主に対して紙媒体での健診結果の提供を依頼し、当協会においてデータ化して取り込むこととなるが、協会では生活習慣病の発症予防等を目的として、がん検診項目の検査項目等を含む生活習慣病予防健診の受診を推進している。 今年 1 月から開始した電子申請については、協会全体で令和 9 年 3 月期の利用率 20%を目標としているが、なかなか伸びていない状況。皆様からご意見をいただき、少しずつ改善していく必要があると感じている。システムをブラッシュアップし多くの方に利用していただけるよう、丁寧な周知広報を実施するとともにアプローチしていきたい。 けんぽアプリもリリースしたが「バージョン 0（ゼロ）」であるため、電子申請と同様に参考意見を

いただきながら少しずつ改善していきたい。

(被保険者代表)

目標未達成となっている項目もあったが、設定した目標値が的確であったか振り返りは行っているか。

また、重症化予防対策の推進に関して、課題の一つとして「健康意識が高まる様々な機会をとらえた受診勧奨が必要」とあるが、「健康意識が高まる様々な機会」とはどのような機会を想定しているか。

(事務局)

特に健診・保健指導については、国から示された目標値を踏まえて KPI を設定していることから、目標達成は容易でないが、協会全体で目標達成に向けて取り組む必要がある。そのため、各事業において必ず効果検証を行い、その結果を次年度以降の取組に反映しながら、事業を推進している。保健事業以外の事業についても結果を振り返り、目標達成に至らなかった場合はターゲットやアプローチの方法を変更するなど、幹部職員も含めて次への対策を考えている。

「健康意識が高まる様々な機会」としては、健診当日や健診結果送付時を想定している。また、高血圧・高血糖・脂質異常の未治療者に対しては、文書や電話による受診勧奨を実施している。しかしながら、受診勧奨対象者のうち7割近くの方が受診に結びついていないため、今年度は委託業者を活用し、対象者の勤務先を経由した電話勧奨を実施したいと考えている。

(学識経験者)

健康保険委員の登録勧奨は、誰に対して実施しているか。

(事務局)

健康保険委員には、広報物の回覧のほか健診受診勧奨や保健指導利用勧奨など、業務時間内に協会けんぽの取組の周知等にご協力いただくことから、事業主経由での勧奨を基本として実施している。協会けんぽは共済組合や健康保険組合とは違い、事業主や加入者との距離が遠いと言われるなど、加入者ご自身が協会けんぽに加入している認識がないケースも多く、アプローチに苦慮している。そのため、事業主や加入者への橋渡し役として健康保険委員を各事業所1名以上登録いただくようお願いしている。

(学識経験者)

健康保険委員の委嘱事業所数は3,833で、健康宣言事業所数は1,534であるが、健康宣言事業所は健康保険委員の登録があると考えてよいのか。

(事務局)

令和3年度に健康宣言事業参加時にご提出いただくエントリーシートの見直しを行い、事業所の健康づくり担当者として登録いただいた方には、健康保険委員についても併せて登録をお願いしている

が、それ以前から健康宣言を行っている事業所には、健康保険委員の登録がない事業所も存在する。このような事業所には個別にアプローチし、健康保険委員の登録を行っていただき、各種取組のサポートをしていただきたいと考えている。

（学識経験者）

健診受診月から 10 か月以内に医療機関を受診した者の割合について、健診受診者全員を分母とすると受診しなくてよい者も含まれると思うが、受診が必要な者だけを分母としているか教えてほしい。

（事務局）

高血圧・高血糖・脂質異常の未治療者が分母である。受診勧奨対象者のうち受診した方が 34.5%というのが実績である。

（学識経験者）

被保険者の健診と被扶養者の健診が別々に実施されているが、保健指導が実施される際には生活習慣の改善が必要な者とその者の食事を準備する家族と一緒にいないと、せっかくの指導が活かされないのでは。例えば、夫婦と一緒に保健指導を受けることが出来ればよいと考える。

（事務局）

被保険者に実施している生活習慣病予防健診と被扶養者に実施している特定健診について、同時実施ができないか各地域の商工会議所等へのアプローチを検討している。愛南町で生活習慣病予防健診の集団健診と特定健診の集団健診を同時実施している事例があり他の地域にも拡大したいと考えているが、健診項目が異なることから終了時間が合わない等の課題もある。いただいたご意見のとおり生活習慣の改善にあたっては、家族が同席することで効果が高まることも期待されることから、個人情報取り扱いについて整理したうえで検討したい。

（学識経験者）

集団健診において、前年度の健診結果を見ることはできるか。

（事務局）

同じ健診機関で受けていれば健診機関にデータが残るが、検診車で受けている場合は、個々のデータを提示することは難しい。現在は、マイナポータルで5年分の健診結果を確認できるため、自身で経年変化を確認できることを丁寧に案内しながら毎年の健診受診を促したい。

（事業主代表）

集団健診当日の初回面談実施は非常に難しいと感じる。多くの方が就業時間中に受診し、早く終わらせたいと思っている方が多いと思われるため、面談時間の確保は困難であると考えているが如何か。

(事務局)

ご意見のとおり時間確保は難しい部分もあると思うが、健康意識が高まる健診当日に実施することが受診者にとって最も効率的かつ効果的であると考えている。しかしながら、健診機関のマンパワー不足など課題も見受けられるため、定期的に状況を確認し、実施率向上に向けたサポートを行うこととしている。併せて事業所側へのアプローチも重要となってくるため、事業所訪問の機会を活用し、事業主及び担当者に対して、健診当日の特定保健指導について従業員へ声掛けしていただく等、協力を依頼したいと考えている。

(事業主代表)

高額債権は、どのような事例があるか。

(事務局)

遡って健康保険の資格を喪失し、入院期間がある場合に高額債権が発生することが多い。
対策として、日本年金機構と連携し、遡及喪失発生時の早期対応に取り組んでいる。

3. 中期戦略プランについて

質疑なし

特 記 事 項

- ・傍聴者なし
- ・次回評議会は、令和8年10月に開催予定。